

〈日本陸水学会優秀口頭発表賞選考内規〉

第1条（目的）

優秀口頭発表賞は、日本陸水学会大会における口頭発表の質の向上，ならびに若手研究者会員の学会参加・発表に対する意欲向上を目的とする。

第2条（名称）

日本陸水学会優秀口頭発表賞は、最優秀口頭発表賞および優秀口頭発表賞（以下「口頭発表賞」という）とする。

第3条（実施）

口頭発表賞は、大会期間中の口頭発表賞セッションにおいて選考される。

第4条（受賞候補者の選考）

口頭発表賞は、日本陸水学会大会における若手研究者会員による口頭発表のうち、口頭発表賞審査対象になることを希望した発表者を審査の対象とする。

- 2 前項の若手研究者会員とは、大会開始2週間前の時点で学生会員であるかもしくは最終学歴後5年以内の会員とする。
- 3 口頭発表賞の運営のため、口頭発表賞選考委員会を設ける。運営の細部は選考委員会申し合わせによる。
- 4 口頭発表賞選考委員会委員長は、企画委員会委員長が兼任する。
- 5 口頭発表賞選考委員会委員長は、口頭発表賞選考のための審査委員を、企画委員会委員を含む若干名で組織する。
- 6 口頭発表賞選考委員会委員長は、最優秀口頭発表賞1名、優秀口頭発表賞若干名を選考し、会長に答申する。

第5条（授賞）

口頭発表賞の授賞式は、口頭発表が行われた大会期間中に行う。

- 2 発表者は、総会および懇親会に招聘する。懇親会費用は学会事務局が負担する。

付 則

- 1 審査対象となる口頭発表の共同研究者ならびに関係者は、当該口頭発表の審査委員に就任できない。
- 2 優秀口頭発表賞の英文表記はMOST EXCELLENT ORAL PRESENTATION AWARD, THE 20XX ANNUAL MEETING OF THE JAPANESE SOCIETY OF LIMNOLOGY（最優秀賞）、EXCELLENT ORAL PRESENTATION AWARD, THE 20XX ANNUAL MEETING OF THE JAPANESE SOCIETY OF LIMNOLOGY（優秀賞）とする（20XXには年号が入る）。
- 3 当内規は2014年10月1日より実施する。